

一般社団法人国際歯科医療安全機構 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人国際歯科医療安全機構と称し、英文は、Global Platform for Dental Patient Safety と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(支部)

第3条 この法人は、必要な地に支部を置くことができる。

2 支部の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議で別に定める。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、歯科医療安全についての情報の収集・検証・調査、研究、出版等の事業を通して、歯科医療安全のための適切な対応策の策定に役立つ知見を蓄積し、普及啓発することにより、歯科医療の安全の確保と質の向上を図り、もって我が国における学術の発展に寄与するとともに国民の健康増進に資することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術総会及びその他の学術集会の開催
- (2) 学術機関誌及びその他の出版物の刊行
- (3) 内外の関連団体等との連絡及び協力
- (4) 歯科医療安全に関する情報の収集及び調査研究
- (5) 前号に関連する情報の整理と分析
- (6) 歯科医療安全に係る知識及び技能に関する研修と普及啓発
- (7) 認定医及び指導医、ならびにこれに準ずる指導者、研修施設等の認定
- (8) 歯科医療安全に関する広報及び出版
- (9) 諸外国、特にアジアにおける歯科医療安全概念の標準化
- (10) その他この法人の目的達成に必要な事業

2 前項の事業は、本邦および海外において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 歯科医師、医師、歯科衛生士、歯科技工士、歯科関連医療専門職又は歯科医学研究者でこの法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 準会員 医療専門職以外でこの法人の目的に賛同して入会した個人
- (3) 名誉会員 この法人に対して特別功労のあった者で理事会が推薦し、総会で承認された者
- (4) 特別会員 この法人との関連を密にするため、国内外の関係学術団体に属する者で理事会が推薦し、総会で承認された者
- (5) 賛助会員 この法人の目的、事業を賛助する個人又は法人

(会員資格の取得)

第 7 条 この法人の会員になろうとする者は、名誉会員及び特別会員を除いて、理事会の定めるところにより入会申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費負担)

第 8 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったとき及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 名誉会員、特別会員は、前項の義務を免除する。

3 既納の経費は、いかなる事由があってもこれを返還しない。

(任意退会)

第 9 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 10 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款又はその他の規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項により会員を除名する場合は、その会員に対し当該総会の 1 週間前までにその旨を通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第 11 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第 8 条の支払い義務を 2 年以上履行しなかったとき

(2) すべての代議員が同意したとき

(3) 後見開始若しくは保佐開始の決定を受けたとき

(4) 当該会員が死亡し、又は会員たる当該法人が解散したとき

(代議員)

第 12 条 この法人に 50 人以内の代議員を置く。

2 前項の代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

3 代議員は正会員の中から選出されることを要する。

4 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な事項は「代議員及び役員選出規則」に定める。

5 理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

6 代議員の選出は、4 年に一度「代議員及び役員選出規則」に基づいて実施することとし、代議員の任期は選任の 4 年後に実施される代議員選挙終了の時までとし、再任を妨げない。又、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え(法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条)を提起している場合(法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起を請求している場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。ただし、役員選任及び解任(法人法第 63 条及び第 70 条)並びに定款変更(法人法第 146 条)について議決権を有しないこととする。

7 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様に、この法人に対して行使することができる。

(1) 法人法第 14 条第 2 項の権利(定款の閲覧等)

(2) 法人法第 32 条第 2 項の権利(社員名簿の閲覧等)

- (3) 法人法第 57 条第 4 項の権利(総会の議事録の閲覧等)
- (4) 法人法第 50 条第 6 項の権利(社員の代理権証明書面等の閲覧等)
- (5) 法人法第 51 条第 4 項及び第 52 条第 5 項の権利(議決権行使書面の閲覧等)
- (6) 法人法第 129 条第 3 項の権利(計算書類等の閲覧等)
- (7) 法人法第 229 条第 2 項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
- (8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利(合併契約等の閲覧等)

第 4 章 総会

(構成)

第 13 条 総会は、すべての代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法に定める社員総会とする。

(権限)

第 14 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 名誉会員及び特別会員の承認
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 15 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第 16 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総代議員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する代議員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集する際には、理事長は、総会の日の 2 週間前までに代議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により、その通知を発しなければならない。

(議長)

第 17 条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故のあるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(議決権)

第 18 条 総会における議決権は、代議員 1 人につき 1 個とする。

(議決権の代理行使等)

第 19 条 総会に出席できない代議員は、他の代議員を代理人として議決権行使を委任することができる。この場合においては、当該代議員は、総会ごとに代理権を証明する書面をあらかじめ提出しなければならない。

2 法人法第 38 条第 1 項第 3 号に基づき、総会の決議について、書面により議決権を行使することができるときは、代議員は議決権行使書面を所定の方法により提出しなければならない。

3 法人法第 38 条第 1 項第 4 号に基づき、総会の決議について、電磁的方法により議決権を行使することができるときは、代議員は議決権行使を所定の電磁的方法により提出しなければならない。

4 前 3 項の規定により書面又は電磁的方法をもって議決権を行使した代議員は、次条の規定の適用について

は出席したものとみなす。

(決議)

第 20 条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 役員等の責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事の経過の要領及びその結果その他の事項を記載し、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長が記名押印しなければならない。

第 5 章 役員等

(役員を設置)

第 22 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10 人以上 25 人以内
- (2) 監事 2 人以内

2 理事のうち 1 人を理事長、3 人以内を副理事長、1 人を専務理事、3 人以内を常任理事とする。

3 前項のほか、総会の決議により常務役員若干名を置くことができる。

4 第 2 項の理事長をもって 法人法上の代表理事とし、副理事長、専務理事及び常任理事をもって法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 23 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

3 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、代表権を除く理事長の職務を代行する。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、機構の業務を執行する。

5 常任理事及び常務役員は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐し、理事会の決議により、機構の業務を分担執行する。

6 理事長、副理事長、専務理事及び常任理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査

報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事の監査については、法令及びこの定款に定めるもののほか、監事全員により定める監事監査規程によるものとする。

(役員任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 増員により選任された理事の任期は、他の現任者の任期の満了する時までとする。

5 理事又は監事は、第 22 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 27 条 理事及び監事は、いつでも、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 28 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、総会の決議により別に定める。

2 前項の規定により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、この法人に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。

(顧問)

第 29 条 この法人に、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

- (1) 理事長の相談に応じること。
- (2) 理事会から諮問された事項について意見を述べること。

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

5 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、総会の決議により別に定める。

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事、常任理事及び常務役員の選定及び解職

2 法人法第 90 条第 4 項の定めにしたがい、理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理

事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 理事長、副理事長、専務理事、常任理事及び常務役員の選定及び解職
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法人法で定められた体制の整備
(種類及び開催)

第 32 条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の 2 種類とする。

2 定時理事会は、毎事業年度 2 回以上開催する。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により、他の理事が招集する。

3 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ理事会が定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 36 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事はその提案について異議を述べたときを除く。)は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 37 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 24 条第 6 項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第 39 条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則によるものとする。

第 7 章 委員会

(委員会及び部会)

第 40 条 この法人の事業の円滑な推進を図るため、理事会の決議により、委員会及び部会を設置することができる。

- 2 重要な委員会の委員は、理事会において選任し、解任する。これ以外については理事長が選任し、解任する。
- 3 委員会及び部会の任務、構成及び運営に関する重要な事項は、理事会の決議により別に定める。
- 4 委員会及び部会は、法人法上の機関の権限を冒してはならない。

第8章 資産及び会計

(財産の管理及び運用)

第41条 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画書、収支予算書(損益ベース内訳表)については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、

その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第45条 この法人は、保有する株式(出資)に係る議決権を行使してはならない。

第9章 基金

(基金の募集)

第46条 この法人は、法人法第131条に基づく基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の取扱い)

第47条 基金の募集、割当て、抛却等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める基金取扱規程によるものとする。

(基金抛却者の権利)

第48条 抛却された基金は、基金の抛却者と合意した期日まで返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、この法人は、次条に定める基金の返還の手続により、基金をその抛却者に返還す

ることができるものとする。

(基金の返還)

第 49 条 基金の返還は、定時総会の決議に基づき、法人法第 141 条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

2 前条第 2 項の基金の返還の手続については、理事会の決議により定めるものとする。

(代替基金の積立)

第 50 条 基金の返還を行うときは、返還する基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については、取崩しを行わないものとする。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 51 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 52 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益法人認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人であつて租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第 54 条 この法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

第 11 章 事務局

(事務局)

第 55 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長等の重要な職員は、理事会の承認を得て理事長が任免する。

4 前項以外の職員は、理事長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 12 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 56 条 この法人は、公正に開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規則によるものとする。

(個人情報の保護)

第 57 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 13 章 公告の方法

(公告の方法)

第 58 条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 14 章 補則

(委任)

第 59 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 15 章 附則

(最初の事業年度)

第 60 条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

(設立時の本店の所在場所)

第 61 条 当会社の設立時の主たる事務所所在場所は、以下のとおりとする。

東京都千代田区九段北四丁目 3 番 26 号 政文堂ビル 4 階

(設立時の役員)

第 62 条 この法人の設立時の理事、監事及び代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 瀬戸皖一、嶋田淳、瀬尾憲司、福田仁一、栗田賢一、

古郷幹彦、宮脇卓也、浅海淳一、金田隆、武井典子、

鄭漢忠、高橋哲、丹沢秀樹、中村誠司、金子明寛、

渡邊文彦、矢郷香、野口誠、片倉朗、星和人、新保悟

設立時監事 式守道夫

設立時代表理事 瀬戸皖一

平成 30 年 8 月 21 日